様式第5号(第9条関係)

(表面)

|  |
| --- |
| 郵便はがき保管場所位置図 |

(裏面)

|  |
| --- |
| №　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町自転車の返還について(通知)あなたの所有と思われる自転車を粕屋町自転車等の放置防止に関する条例第10条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、粕屋町が移動し、保管しています。至急、引取りに来てください。なお、　　　　年　　月　　日までに引取りに来られないときは、粕屋町自転車等の放置防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき、本町で廃棄等の処分を行います。1　返還場所表面位置図参照2　返還時間午前8時30分～午後5時00分まで3　お持ちいただくものこの通知はがき、印鑑及び住所氏名を明らかにするもの(免許証、保険証等)4　連絡先粕屋町役場 |